

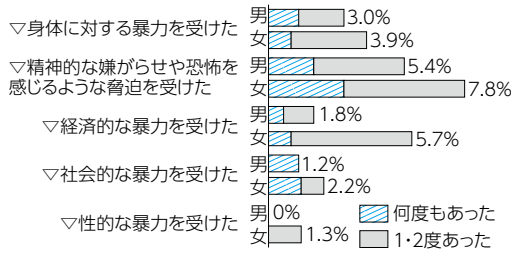


▲女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

気付かないうちに DVデートDVの被害者になっていませんか 11月は「うつのみやDV根絶強化月間」です

過去2年間に夫や妻、恋人から暴力を受けたことがありますか。

出典：平成28年度市政に関する世論調査



DVは犯罪行為をも含む重大な人権侵害です。あなたがDVの被害者にならないために、また、あなたの身近な人をDVで苦しませないために、このことを知ってください。

繰り返される暴力

ハネムーン期 もう絶対に暴力をふるわないと約束する。
▽プレゼントする▽強い愛情を注ぐ。



緊張期 イライラした態度を見せる。
▽ちょっとしたことで機嫌を損ねる▽言葉が荒々しくなる▽被害者は機嫌の悪さにハラハラし、怒らせないように気を使う。



爆発期 緊張が高まり暴力をふるう。怒りのコントロールができなくなる。
▽被害者は加害者に従順になり、無力感をもつ。

繰り返す

殴る・蹴るだけではない

■DV(ドメスティックバイオレンス) 配偶者(内縁関係・元配偶者も含む)や恋人など親密な関係にある人から振るわれる暴力のことです。殴る、蹴るなどの身体的なものだけでなく、大声で怒鳴る、無視するなどの「精神的暴力」、付き合いを制限する、外出させないなどの「社会的暴力」、生活費を渡さないなどの「経済的暴力」、性行為を強要する、避妊に協力しないなどの「性的暴力」も全て暴力です。

たとえ恋人間であっても、暴力を使って相手の行動を制限したり、性行為を強要したりすることは許されません。被害者も愛情からくるものと勘違いし、受け入れてしまう傾向があります。

深刻なDV被害の影響

「子どもはDVを目撃したり、DVの雰囲気を感じたりすることで、さまざまな悪影響を受ける」という調査結果もあります。またDVなど暴力的な環境の中で成長させることは、児童虐待に当たります。

ひとりで悩まず相談を

ひとりで抱え込まず、小さなことでも相談機関に相談しましょう(左の図)。

■DVで悩んでいる人が周囲にいたら 被害者は、世間体や、別れたら生活していけないなどの経済的問題で我慢しているかもしれない。逃げたら殺されるなど、冷静な判断ができなくなっている場合もあります。相談を受けたら「あなたは悪くない」と伝え、暴力相談窓口を教えてあげましょう。

DVに悩んでいる人の相談窓口

あなたと一緒に考えてくれる人がいます。安心してご相談ください。

市配偶者暴力相談支援センター

■電話・面接(要予約) ☎(635)7751
▽日時 火～土曜日、午前9時～午後5時。第4土曜日は正午まで。

とちぎ男女共同参画センター相談ルーム(配偶者暴力支援センター)

■電話 ☎(665)8720
▽日時 毎日、午前9時～午後8時。土・日曜日は午後4時まで。
■面接(要予約)
▽日時 火～日曜日、午前9時～午後4時。

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間

■電話 ☎0570(070)810(ナビダイヤル)
▽日時 11月13～17日、午前8時30分～午後7時。18・19日は午前10時～午後5時。
▽内容 女性の人権問題に詳しい人権擁護委員が、女性に対する配偶者・パートナーなどからの暴力や、職場などでのセクシュアルハラスメント、ストーカー行為など、さまざまな相談に応じる。



◎パープルリボンプロジェクト このプロジェクトは、DV、個人間の暴力や虐待の撲滅・防止を目指す国際的な女性に対する暴力根絶運動です。DV根絶に向けた啓発パネル展(46ページ参照)でも配布をします。女性に対する暴力根絶のシンボルである「パープルリボン」を身に付け、運動にご協力ください。
◎この特集についての問い合わせは、男女共同参画課 ☎(632)2346へ。